

議案第35号

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、特定教育・保育施設に係る重要事項をインターネットにより公衆の閲覧に供しなければならない旨の規定を追加するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例
(平成26年9月世田谷区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を
「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接
受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、
放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない
」に改める。

第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ず
る方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体
(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第54条第2項第2号の改
正規定は、公布の日から施行する。